

平成 22 年 4 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 山陽百貨店
代 表 者 代表取締役社長 高野 勝
(JASDAQ・コード 8257)
問い合わせ先 取締役経営企画統括ゼネラルマネジャー
岩野 誠
電 話 番 号 079-223-1231

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 16 日開催の取締役会において、平成 22 年 5 月 27 日開催予定の第 81 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条の規定により、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための新たな機関として、「監査役会」並びに「会計監査人」の設置が義務づけられました。これに伴い現行定款第 4 条（機関）、第 16 条（参考書類等のインターネット開示）並びに第 5 章「監査役」について所要の変更を行うものがあります。
- (2) 上記の変更併せて、定款全般について字句・文言を整理するとともに、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設) (新 設)	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会参考書類、<u>計算書類および事業報告</u>に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 取締役会を招集するには、会日より 3 日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発しなければならない。但し、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>3. (条文記載省略)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 23 条 <u>前条のほか取締役会に関する事項については、別に定める取締役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会参考書類、<u>事業報告、計算書類および連結計算書類</u>に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発しなければならない。但し、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 23 条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 28 条 <u>監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査役会を招集するには、会日の 3 日前までに各監査役に対してその通知を発しなければならない。但し、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>

現 行 定 款		変 更 案	
	(新 設)	<u>(監査役会規則)</u> <u>第 30 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u>	
第 <u>28</u> 条	(条文記載省略)	第 <u>31</u> 条	(現行どおり)
～		～	
第 <u>31</u> 条	(条文記載省略)	第 <u>34</u> 条	(現行どおり)

3. 日 程

取締役会決議

平成 22 年 4 月 16 日

株主総会開催日（効力発生予定日）

平成 22 年 5 月 27 日

以 上